

おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
 発行人 神田 有啓 編集人 杉本 祐一



夕日(加治佐 敦智会員)

目

確定申告期を終えて.....	鳥家 誠(2)
税理士と税理士業務を取り巻くIT環境について	西原 千景(2)
新春講演会と意見交換会.....	(3)
第33回支部定期総会のご案内.....	(3)
会員ひろば	
私は巨人ファン!.....	吉村 政勝(4)
私の夢「娘の卒業式で思ったこと」	恩藤 淳一(4)
雑感.....	田中 耕平(5)

次

委員会だより	
研修会.....	(6)
ビデオ研修会.....	(6)
業務に役立つIT活用支部研修会.....	(7)
ボウリング大会.....	(7)
租税教室.....	海崎 雅子(7)
日帰り支部旅行.....	櫻井 圭一(8)
委員会活動報告.....	(9)
西税務署からのお知らせ.....	(10)
大阪府・大阪市からのお知らせ.....	(13)
新入会員のご紹介.....	(14)
会員の動き.....	(15)
写真コーナー.....	(16)
編集後記.....	(16)

先生方の意識改革も同様に必要だと考えられます。実際に電子申告に数多く取り組まれた会員からは、「電子申告を通じて、目に見えるように事務所のIT化、業務の効率化を実現することができた。」というお声をいただいております。

「ITは苦手」から「ITを活用」が税理士業務発展のキーワードになっております。

情報化対策委員会では、今後も電子申告・電子納税の他、ペーパーレスオフィスの実現、スマート

フォン・タブレットの活用等と「税理士業務のITによる効率化」をテーマにIT活用支部研修会を軸に取り組んでまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平成25年 新春講演会と意見交換会

1月10日（木）午後5時よりホテルモントレグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署添田訓嗣副署長をお招きし、「国税局調査部の仕事について」をテーマとしてご講演いただきました。

副署長の国税局調査部の仕事の説明や経験談をお話しいただき、40分程度の短い時間でしたが、盛りだくさんで内容の濃いご講演でした。

第2部の意見交換会は、長畠署長はじめ西税



務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事をご来賓としてお招きし、あちらこちらで懇談の花がさきました。

また、今回は池田祐作会員、恩藤淳一会員、小金敏行会員、佐藤元則会員、津波早織会員、福原康之会員、南谷龍会員、吉村政勝会員と8名もの初参加者をお迎えすることができ、これから活動的な支部活動に期待を抱かせる意見交換会でした。終始和やかで和気あいあいとした雰囲気のなかでも活気あふれる意見交換の後、名残惜しさを感じながらも、中締めによりお開きとなりました。



* 第33回支部定期総会開催のご案内 *

日 時 平成25年6月4日 (火)

場 所 ホテル大阪ベイタワー

《支部定期総会》

時 間 午後2時30分～5時

会 場 4F ベイタワーホール

時 間 午後6時～8時

会 場 4F ベイタワーホール

《意見交換会》

※出欠にかかるわらず委任状は必ず提出してください。

※ご注意 今回は会場がホテル大阪ベイタワーに戻ります。

おおかわ

私は巨人ファン!

よし むら まさ かつ
吉 村 政 勝



私は小学生のころからの巨人ファン（長嶋ファン）です。当時の田舎（山口県岩国市）では、テレビのプロ野球中継といえば巨人戦しか放送がなかったので、必然的に巨人ファンになってしまったのです。しかしながら、現在、私の周辺には多くの阪神ファンの方がおられます。税務署時代には、熱烈な阪神ファンの上司から、「俺の前で巨人ファンだと名乗ったのはお前だけや！」とお褒めの言葉（？）を頂いたこともあります。

関西で暮らすようになって四十年余りが過ぎたにもかかわらず、阪神ファンにはなれず、いまだに巨人ファンを自称しています。だからと言って、私は阪神や阪神ファンが嫌いなわけではありませんし、阪神を批判する気もありません。阪神の選手の中でも、ザトペック投法の闘魂・村山、最強のクリーンアップ・掛布、岡田、バース、クールな左腕エース・能見 etc・好きな選手や一目置く選手はたくさんいます。今後は藤浪君に期待しましょう!!

ところで、長年巨人ファンを自称してきた私ですが、親不孝者だということが最近になってやっとわかりました。先日帰省した際、ちょうどWBCで侍ジャパンが敗戦した後でしたが、母がテレビのスポーツニュースを見ながら、「マエケンはよう頑張った!! 今年のカープは大丈夫！」と言ったのです。そうです。今年91歳になる母は広島ファンだったので、この歳になるまで知りませんでした。長年離れて暮らしていたので、息子が巨人ファンだということを忘れたのかもしれません、今後は親孝行をするために、帰省した時だけは広島ファンになろうと思っています。

私は野球をするのも見るのも好きです。また、野球が酒の肴になるのなら、阪神ファンでも、広島ファンでも、誰とでも楽しくお酒を飲めると思いますから、是非会員の皆さんと野球談議に花を咲かせながら懇親を深めたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

私の夢 「娘の卒業式で 思ったこと」

おん どう じゅん いち
恩 藤 淳 一



皆様こんにちは。薰風綠樹をわたる好季節となり、お健やかにお過ごしのことと存じます。3月決算等々お忙しい時期とは思いますが、私のつたない文章にしばしお付き合いいただければ幸いです。今回は娘の小学校の卒業式に出席した時のことと少し書きたいと思います。

世間では少子化により日本の将来を心配する声がよく聞かれますが、ご多分にもれず娘の小学校も各学年2クラス、今年の卒業生は約50名というこじんまりとした卒業式がありました。なんだか少し寂しい感じもしましたが、ほんの十数年前までは各学年6クラスあったとのことなので日本の少子高齢化は驚くほどのスピードで進んでいるのかもしれません。

ただ人数が少ないお蔭もあって、式では卒業生1人ずつに卒業証書が手渡され、各人が将来の夢なるものを発表しておりました。将来の夢として一番多かったのがプロスポーツの選手だったでしょうか。これは私のころとあまり変わらないなあと聞いていましたが、大リーガーになりたいといった夢は昔ではあまりなかったように思います。また、プロサッカー選手になりたいといった夢などは私のころには考えさえ及ぼませんでした。つくづくと時代の流れを感じたところです。そのほかには医師、薬剤師、弁護士といった子供もいました。

感心したのは多くの子供たちが、人の役に立ちたいといった言葉を口にしていたことです。医師や弁護士になって困っている人を助けたい、プロスポーツの選手になって人々に感動を与えるなどなど。

このような子供たちの声を聞いていて、ふと我々税理士は子供達にどのような存在として捉えられているのだろうか、といった思いが頭をよぎりました。「『税金を上手く計算してくれる人』これはちょっとなあー、『納税義務の適正な実現を図る人』と言っても子供達にはわけがわからないんだろうなあー」といった具合です。残念ながら税理士になって社会の役に立ちたいと発言してくれる



委員会だより



第5回 支部研修会

平成25年1月15日(火)午後1時30分よりホテルベイタワー大阪において、平成24年度第5回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に西支部の税理士 櫻井圭一会員をお迎えし「平成24年分確定申告の留意点」と題してご講演をいただきました。

生命保険料控除等の改正、また、復興特別所得税の新設等くわしく説明いただき、今後の業務に役に立つことばかりで、大変勉強になりました。

櫻井先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。有難うございました。

参加人数 西支部 76人 港支部 25人
合計 101人



第6回 支部研修会

平成25年3月27日(水)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成24年度第6回支部研修会を開催しました。

第1部では、講師に西税務署副署長 添田訓嗣氏及び同特別調査官 谷口喜久雄氏を講師に「書面添付制度について」を、第2部では、西支部税理士 今井健雄会員を講師に、「綱紀監察制度について」をテーマとしてご講演をいただきました。

近畿税理士会西支部 研修会



今後の税理士業務を行っていくうえで大変参考になりました。有難うございました。

参加人数 西支部 43人



第1回 ビデオ研修会

平成24年12月10日(月)午後1時30分より西納税協会において、西支部会員の研修受講時間36時間達成の一助になるように、通常の研修会に追加の形で、ビデオ研修会を開催しました。

内容は、昨年の国税通則法の改正を受け、本会で開催された、大阪国税局担当官による「税務調査手続き等の改正に関する研修会」を収録したDVDに依るものでした。

我々税理士の今後の業務に大いに関連していくものです。

資料必要な方は、事務局においております。

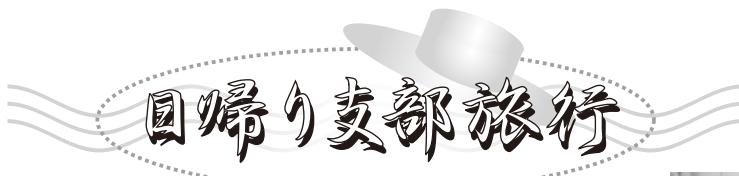
また、DVDの貸し出しあり、事務局で行っております。

参加人数 西支部 17人



第2回 ビデオ研修会

平成25年2月1日(金)午後1時30分より西納税協会において、本年度2回目のビデオ研修を開催しました。



さくら い けい いち
櫻 井 圭 一

～河内ワイン～

今回の日帰り支部旅行は、太子温泉に入浴後、大阪の地場産業のひとつである「河内ワイン」を楽しもうという趣旨で企画されました。

実は3日後に西支部の研修会の講師の仕事が控えていることもあり、週末にある程度準備に時間をさこうと考えていたのですが、高校の後輩でもある加治佐くんがどうしても僕と一緒に温泉に入りたいというので、温泉→ワインという優雅な休日がスタートしました。

当日は、近鉄阿部野橋駅9時24分発の電車に乗ることにしました。

車中でビールでも、と思っていたのですが、やはりここは温泉後の楽しみにとっておいた方が良いんじゃないですか、と加治佐くんからアドバイスを受け、「それもそうだな」と思い直し、ビールのかわりにアイスコーヒーでがまんしました。

途中で乗っている車両が切り離され、あやうく河内長野方面に行くところでした。しかし、加治佐くんが「こっちですよ」と乗り換えるべき車両に正しく誘導してくれました。もしひとりで電車に乗っていたら、おそらくビールを飲んでいたでしょうから、わけのわからぬうちに間違いなく河内長野に行ってました。ここでも加治佐くんのアドバイスが効いてきます。実に頼りになる後輩です。

結局、温泉に集合したのは5人だけでした。後で考えると、おそらく、やはり大多数の方は真冬に温泉に入って湯冷めでもするのが懸念されたのでしょう。一般的には、そうなのかもしれません、この5人はそんなことより「風呂上がりのビール」の誘惑が先に頭の中を支配しているので、「温泉って意外と人気ないねんな」程度にしか考



えていませんでした。

温泉でしっかりとサウナに入り、たっぷり汗を流した後は当然ビールで乾杯です。のどの渇きにがまんできなかったのか、加治佐くんはまず風呂上がりの牛乳でのどを潤していました。館内の居酒屋で機嫌よく飲んでいたら、隣のテーブルの女性に、「櫻井先生！」とお声をかけられました。横を見ると、このご近所にお住まいの顧問先の経理の方でした。やはり地元でも人気の温泉なのでしょう。

ワイナリーの見学後、いよいよ本番のフランス料理とワインの時間です。河内ワイン館の名物専務「ロマネ金亭」さんのトークがおいしいワインと食事をひきたてます。あまりにも美味しいのか、加治佐くんはステーキを3人分ペロッと平らげていました。

解散後、まっすぐ帰るわけではなく、天王寺のカラオケボックスで二次会、その後バーでべるという、とても楽しい一日を仲間たちと過ごすことができました。

研修会の準備ができていないのに気付いたのは翌日でした((+_+))

葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えるても、他支部へ転出しても準会員として参加いただけます。

さらに、認定研修の認定団体となりましたので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。

※1 「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に、この制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

教育資金とは？（領収書の提出が必要となりますのでご注意ください。）

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校以外に対して支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

- <イ 役務の提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
 - ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校が必要と認めたもの

10 法人税の税制改正（平成24年度改正）

(1) 環境関連投資促進税制について、次の見直しが行われました。

対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定のものに限定した上で、平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業の用に供した場合、その減価償却資産について、普通減価償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる（即時償却）こととされました。

・ 次の要件を満たす太陽光発電設備及び風力発電設備が対象となります。

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法の経済産業大臣の認定を受けた設備であること
- ② 発電設備の出力がそれぞれ次の規模以上であること
【太陽光発電設備】10kW 【風力発電設備】1万kW

(2) 中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

- ① 対象資産に測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器が追加されました（平成24年4月1日以後取得等分）。
- ② 対象資産となるデジタル複合機の範囲が、1台又は1基の取得価額が120万円以上のものに限定されました（平成24年4月1日以後取得等分）。

(3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（圧縮記帳）について、次の見直しが行われた上で、適用期限が3年延長されました。

・ 所有期間10年超の長期所有土地等に係る措置について、適用対象となる買換資産のうち土地等の範囲が、特定施設（事務所等の一定の施設をいいます。）の敷地の用に供されるもの又は駐車場の用に供されるもの（一定のやむを得ない事情があるものに限ります。）で、その面積が300m²以上のものに限定されました。



▼梅と桜（加治佐 敦智会員）



▲水の都（臼井 治会員）



▲野辺の藤（小林 幸一会員）



▲広報委員

◆書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

現広報委員メンバーによる「おおさか西」編集は、本号をもちまして最後になりました。会員の皆様方には、原稿・写真等ご協力いただき、ありがとうございました。77~82号を現メンバーで担当させていただきました。特に、80号の編集過程で、創刊された当時の情勢・雰囲気等を伺い、西支部の歴史を垣間見ることができました。これからも「おおさか西」にご協力よろしくお願いします。

(杉本 祐一)